

物 品 売 払 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 売払人及び買受人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、現場説明書及び現物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法律を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする売払物品（以下「物品」という。）の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第16号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、売払人の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約金額の納付)

- 第3条 買受人は契約金額を売払人の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに売払人に納付しなければならない。
- 2 買受人は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。
- なお、納付期日延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、買受人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(所有権の移転)

- 第4条 物品の所有権は、買受人が前条に規定する契約金額及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。

(物品の引渡し時期)

- 第5条 契約金額が完納された後、売払人と買受人の両者が定める日に、売払人と買受人が立会のうえ、当該物品をその所在する場所から買受人に引渡しものとし、買受人はこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。
- 2 買受人は前項の引渡しを受けたときは、受領書を売払人に提出するものとする。

(危険負担)

- 第6条 買受人は契約締結の時から物品の引渡しの時までに、売払人の責に帰することのない理由により当該物品が滅失又は毀損した場合の損害はすべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第7条 売払人は、民法第562条第1項本文、第563条第1項及び同第2項、第564条、第565条の定めにかかわらず、引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、売払人が知りながら通知しなかった事実については、この限りでない。

(売払人の任意解除権)

- 第8条 売払人は、第5条に規定する時期までの間は、次条又は第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(売払人の催告による解除権)

- 第9条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第10条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 買受人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- (7) 第12条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 買受人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買受人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 買受人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 第9条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買受人の催告による解除権)

第12条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 前条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前条による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第14条 この契約が解除された場合には、第3条から第5条に規定する売払人及び買受人の義務は消滅する。

(解除に伴う返還金等)

第15条 売払人は第8条から第10条の規定により契約を解除したときは以下各号に定める措置を取るものとする。

- (1) 買受人が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- (2) 買受人の負担した契約の費用は賠償しない。
- (3) 買受人が物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(売払人の損害賠償請求等)

第16条 売払人は買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第16条の2 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」

という。)第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。))に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第12号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(買受人の損害賠償請求等)

第17条 買受人は、売払人が第12条の規定によりこの契約が解除されたときに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第18条 買受人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額に売払人の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

(買受人の原状回復の義務)

第19条 買受人は、売払人が第8条から第10条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに、物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、売払人が物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

- 2 買受人は前項、ただし書の場合において物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 売払人は第15条第1項の規定により契約金額を返還する場合において、買受人が第16条に定める損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて買受人の負担とする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については売払人と買受人とが協議して定めるものとする。